

第 40 号 議 案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議決を求める。

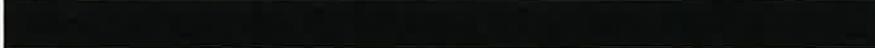
令 和 6 年 2 月 20 日 提 出

長崎県知事 大石 賢吾

1 権利の内容 生活保護法第78条費用徴収金（平成5年度分）5,581,923円

2 放棄により利益を受ける者

(最終住所地)



3 放棄の理由 当該債権は、債務者が死亡し、相続放棄により相続人もなく、また充当可能な財産もないことから、債権の回収が不能であるため、権利を放棄しようとするものである。

4 放棄の時期 議会議決日以降

(提案理由)

徴収金の債権を放棄することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。